公共空間での取組みについて ~屋外空間における新型コロナウイルス感染症対策事例~

〇「コロナ占用特例」と「歩行者利便増進道路制度」(参考資料1,2) 〈サンキタ通り〉

・ コロナ占用特例の活用





<元町商店街>

・コロナ占用特例の活用





<三宮中央通り>

・ 歩行者利便増進道路を活用





〇屋外空間利用に関する対策

(Street Table 三ノ宮での対策)

- ・ 来場者用のアルコール消毒液を設置・入場時の検温
- ・ 密を抑制するための呼びかけ・混雑時の入場制限
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システムの案内
- ・ 飲食店舗等に対する時短要請等に応じた営業時間・営業内容の見直し
- ・ 感染症流行の状況に応じた開催日時や営業内容の見直し



(東京丸の内ストリートパーク 2020 での対策)

- ソーシャルディスタンスを保ちながら座れるベンチ
- ・ 密集を避ける取り組みの一環として、本社会実験の特設ウェブサイトでは、リアルタイムで 各ブロックの混雑度が「Social Distance MAP」で確認可能
- ・ 開催場所に消毒用のアルコールを設置



引用:丸の内ストリートパークホームページ https://marunouchi-streetpark.com/

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用許可基準の緩和措置を再延長します

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和3年3月31日までとしていたところでありますが、このたび令和3年9月30日まで再延長することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。



(国道17号:文京区千石)

緩和措置のポイント(赤字部分が変更点)	
内容	 ① 新型コロナウイルス感染症対策のための<u>暫定的な営業</u>であること ② 「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体*1による一括占用*2 ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※2 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の 歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除 (施設付近の清掃等にご協力いただけている場合)
占用期間	令和3年9月30日まで(令和3年3月31日までを延長)

【お問合せ】

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室 占用許可担当 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8481 (直通) FAX:03-5253-1616

地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

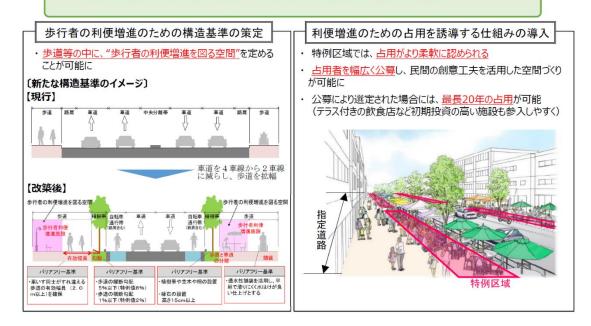


🥝 国土交通省

歩行者利便増進道路

【道路法等の一部を改正する法律案 (R2.5.20成立、5.27公布) 11.25施行】

○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設



歩行者利便増進道路(ほこみち)制度 1号指定(3箇所)



